

広島県告示第百十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
上畑一地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線、標柱九号から十一号を昭和五十五年二月十三日広島県告示第百二十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱九号は告示で指定した土地に存する標柱二号と三号を結んだ線上に存し、標柱十号及び十一号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市・区		町	字	地番		標柱番号
呉市		上畑町		一一四番二地先市道敷		標柱一号
				六二二番地先市道敷		標柱二号
				六二二番地先里道敷		標柱三号
		和庄町	城迫	一三四〇番		標柱四号
				一三三九番地先里道敷		標柱五号及び六号
				六二三番地先里道敷		標柱七号
		上畑町		六一七番地先市道敷		標柱八号
				六一九番一地先市道敷		標柱九号
				六二二番		標柱一〇号
				五三番四		標柱一一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
渡子E地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		呉市									
町		音戸町渡子二丁目									
地番		五七〇番一	五七〇番四	五六四番一三	五六四番二二	五六四番二二	五六四番一四	八一一番二	八一一番二地先里道敷	八〇五番一	八二三番五
標柱番号		標柱一号	標柱二号	標柱三号	標柱四号	標柱五号	標柱六号	標柱七号	標柱八号	標柱九号	標柱一〇号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
南隠渡三丁目九地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		呉市				
町		音戸町南隠渡三丁目				
地番		一八四〇番四	一八一一番一	一八二番一	一八一六番二	一八三七番
標柱番号		標柱一号	標柱二号	標柱三号	標柱四号	標柱五号及び六号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
的場二丁目一五地区
- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		地番		標柱番号	
呉市		警固屋一丁目		二九一番	標柱一号		
的場二丁目				三七一番	標柱二号		
				三六三番	標柱三号		
				三六〇番	標柱四号		
				三五九番	標柱五号		
				三五六番	標柱六号		
				三五五番	標柱七号		
				三五五番	二地先里道敷		